

## ガス料金等の規制解除に伴う 約款内容変更のお知らせ

平素は鳥取ガス産業をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

2017年4月1日から改正ガス事業法の施行により、旧簡易ガスの供給地点の独占並びに料金規制が、一定の条件に基づき順次廃止されることになりました（ガス小売全面自由化）。

当団地は、これまでガス料金等に関する従前の規制が継続されておりましたが、2022年3月1日をもってその規制が解除されます。

それに伴い、約款の内容を一部変更させていただいておりますが、

**基本的には、これまでの供給条件を継続した契約とさせていただきます。**

今後もより一層のサービスの向上・保安の確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※約款の変更内容は、裏面をご確認ください。変更後の約款は、同封している「重要事項のご案内」「ガス小売供給約款」をご覧ください。

**変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

## 対象契約種別

- 指定旧供給地点小売供給約款による契約

## 変更の概要について

- ① 供給約款の名称を「指定旧供給地点小売供給約款」から「ガス小売供給約款」に変更いたします。また、「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更いたします。
- ② 当社は、約款を変更することがあります。その場合は、変更実施日の10日前までに変更後の約款を事業所等に掲示して周知いたします。変更後の約款に異議がある場合、解約することができます。
- ③ 約款の変更の際は、その変更内容をお知らせいたします。その際、供給条件の説明を書面の交付、当社ホームページ又は電子メール等、その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。  
ただし、約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めが有る場合を除き、変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ④ 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転又は特別施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担していただく場合があります。
- ⑤ 保安・ガス機器調査のため必要な場合は、ガス使用契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入りさせていただきます。
- ⑥ 原料価格の変動を料金に反映させるため、単位料金の調整を行っておりますが、その基準となる「平均原料価格」の上限に関する規定（指定旧供給地点小売供給約款 23(2)② ただし書）を削除します。
- ⑦ 契約変更年月日：2022年3月1日

※お客さまがガスの使用場所を特定する番号として、「戸別番号（供給地点特定番号）」を設定します。「戸別番号」は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。

お問合せ先



0859-35-5311

平日  
9:00 ~ 17:00

※電話番号をよくお確かめのうえ、おかけいただけますようお願いいたします。

鳥取ガス産業株式会社  
ガス小売事業者登録番号：H0046